

## 国家・民主主義・労働運動\*

——同時代の社会民主主義的論議を背景にして見たヘルマン・ヘラーの分析——

W・ルートハルト  
安世舟訳

### 一

「民主的・社会的法治国家かそれとも独裁か？」<sup>(1)</sup>という定式でワイマール共和国期にヘルマン・ヘラーによって総括された政治理論的構想は、最近の社会科学的論議では、「ブルジョア民主主義を首尾一貫させてさらに発展させようとしたもの」<sup>(2)</sup>であった、と解釈されている。しかしヘラーの立場と、そして彼の目指した「ファシズムの脅威からの脱出策」は、その内容を見る限り、「イタリア・ファシズムの道を進むべきではないと、ドイツのブルジョアジーに単に訴えかけている」<sup>(3)</sup>ものにすぎなかった。例えば、一九三二

国家・民主主義・労働運動(ルートハルト・安)

年に全般的な社会的危機現象に直面して、今や、唯一の社会政治的な明確な目標観念として後々まで影響力を持つことになる「労働者階級の支配」を選びとっていた、エルンスト・フレンケル<sup>(4)</sup>とは対照的に、ヘラーはこうした「革命的帰結を……もはやまったく引き出すことはなかった」<sup>(5)</sup>と、さらに論証されている。こうした辛辣な批評を、本稿では、それが分析的・体系的な点で、また歴史的・政治的な点で妥当なのかどうかを検討してみたいと思う。

こうした検討を企てるために、まず初めに、ヘラーの構想(Konzeption)をテーゼ風に素描して置く必要がある。次に、私は本稿の叙述を進めて行く中で「私と」同時代人の

分析を用いてそれと私自身の立場とをつき合わせてみることによつて、私自身の立場を規定し、それを定式化することにした。

ヘルマン・ヘラーの政治理論的構想を支えていたものは、次の二つの有意的な戦略的基本前提であつた。すなわち、その一つは、ブルジョアジーの民主的部分との妥協政策を選択したという点である。つまり、ヘラーは、一九一八年末から翌年にかけての時期から一九二三年までの間に社会民主主義的労働運動と民主的ブルジョアジーの間に結ばれた連合の政治を永続化させたいと欲していたが、この連合の政治を、他ならぬ一九二九年から一九三〇年にかけての時期からの数年間においても、一貫して尊重して行くことを要求していたのである。それ故に、重要なことは「労働者階級の支配」を目指し、それを打ち立てることである<sup>(6)</sup>、という当時の社会民主主義的労働運動の内部で大いに広まっていた、かの「フレンケルの」定式は、その論理と内容の点で、事実上、「ヘラーによつて」排斥されていたのだった。ヘラーの政治理論的構想におけるその第二の基

本前提は、とりわけ一九二九年から三〇年にかけての時期の後における、同じくブルジョア民主主義の妥協のない擁護の中に見出すことができる。こうしたヘラーの立場を批判的に再構成するなら、次のようなテーゼが定式化されることになる。すなわち、左派社会民主主義の政治構想を含めて、社会民主主義の政治構想というものは、ワイマール共和国の政治的条件下では、いずれにせよ、必然的に断固とした反ボルシェヴィズムの立場にならざるを得なかつた<sup>(7)</sup>、というテーゼである。このテーゼを論理的に首尾一貫させて行くと、それは、唯一の政治的な連合の相手を当時の民主的なブルジョアジーのスペクトルの内部に求めざるを得ない、ということの意味した。「とするならば」社会民主主義の政治を挫折させた原因は、原則的に、「党や組合の」組織構造の硬直化といういわゆる「内部の原因」に求めるべきではないし、さらにそれは「改良主義の破産」<sup>(8)</sup>という論争的な定式では捉えられないものではない。私の考へによると、当時の民主主義の政治と社会民主主義の政治には帝政によつて押しつけられた「制限的諸条件」(オット

「キルヒハイマー」<sup>(10)</sup>が多かれ少なかれ打ち砕かれることなく、ワイマール共和国にまで持ち越されていて、それが一般的にいつて、共和国の政治的・社会的・文化的・経済的な

「枠組み条件」<sup>(11)</sup>として共和国の体系の中に組み込まれていたものであった。こうした前提条件から推論されることは、

次の点である。すなわち、例えば、ドイツ社会主義労働者党(SAPD)の形態をとった社会民主党左派の一部の分離や、

社会民主党を支持する膨大な労働者大衆の内部における急進化現象において確認されるような、社会民主主義的労働運動の政治的急進化が一九三一年中頃から一九三三年初めまでの政治的・社会的状況を「労働者階級の支配」というドグマの意味する方向に変革することができたであろうかという点、そうではなかった、という点である。「そうであるならば、社会民主主義の政治にとっての」唯一の最小のチャンスはブルジョア共和国の部分的安定の中にしか存在しなかったであろう「と推論される」。もっとも、こうした安定も、ブルジョア階級の内部で場合によってはその戦闘的部分が、社会民主主義的労働運動とブルジョア民主

国家・民主主義・労働運動(ルートハルト・安)

主義を支持しようとした場合においてのみ可能であったろう、と考えられる。

## 二

ヘルマン・ヘラーは、『法治国家か独裁か』という彼の闘争文書の中で、当時の社会的状況からの決定的な脱出策として彼によって打ち出された「社会的法治国家」の内容が「実質的法治国家思想の労働と財貨の秩序への拡大」に求められるべきである、<sup>(12)</sup>というテーゼを提起した。彼は、ワイマール憲法第一五一条から一六五条までに規範化された社会法的・経済法的な基本権を首尾一貫して尊重するというその立場からして、一九二八年に「経済民主主義」<sup>(13)</sup>の標語で定式化された多数派社会民主党と自由労働組合の構想をはっきりと支持した。このヘラーの選んだ構想は、明らかに、いわゆる「小さな数歩」の理論と政策——これは、今日のシステム理論によると、社会的下位システムの民主化であると、定式化できるものであるが——を内容として含んでいたが、このことは、今日の研究状態から見て、さ

らに詳論を要し<sup>(14)</sup>まい。

「社会的法治国家」の定式は、さらにヘラーの場合、それ以上に、次のような意味を持っていた。すなわち、彼は、この定式を社会民主主義的労働運動特有の社会的な目標観念よりもより狭い意味で捉えていたこと、そして同時にブルジョアジーが彼らの政治的・社会的利益を追求する際に用いることのできる実質的形式よりもより一般的に捉えていた、ということである。したがって、この点では、「社会的法治国家」とは、社会の大きな潮流である労働運動とブルジョアジー<sup>(15)</sup>をして各々の利害を平和的・適法的に調整させることのできる形式以外の何ものでもなかったのである。しばしばヘラーと反対の立場にある者として決<sup>(16)</sup>めつけられている、オットー・キルヒハイマーその人が、「この点に留意して」一九三二年末、次のように書いたのである。

「社会的対立を階級的・集团的力関係のその時々レベルにおいて調整することは、ドイツの法秩序や、変わり易い連合政党国家の非英雄的課題であ<sup>(17)</sup>った」と。

勿論、ヘラーの見解には、一連の前提と推論が含まれており、それらは、概念的に、そして内容的にさらに詳しく展開させてみると、次の通りになる。

・同時代の社会民主主義的論議の内部でも、実質的法治国家のテーゼには異論があ<sup>(18)</sup>った。エルンスト・フレンケルは、すでに一九三一年にこのテーゼに異議を唱えて、まさに「形式的」法治国家に対して実体的攻撃が加えられている時期に、その「実質的」拡大ということは、「もつと後になって気遣うべき事のように思われる」と批判した。

・『法治国家か独裁か』というヘラーの著作は、確かに、「興味深いものであるが、しかし、その問題提起の仕方の故にこそ、非常に問題のある著作」であるといえよう、とキルヒハイマー<sup>(19)</sup>は、一九三〇年に主張した。

・上述したように、ヘラーによると、「社会的法治国家」は、労働運動とブルジョアジーの共通の土台を成すべきものであった。この前提から推論されることは、現存の対立は原則的に解決可能な利害対立として解釈され、したがって敵対的対立としては解釈されないということであった。

・さらに推論されることは、労働運動は、長期間にわたつての妥協的な政治的実践に有利なように、その綱領に掲げた政治的な目標観念を引込める用意があるという点であった。勿論、社会民主主義的労働運動の政治的実践は、この前提に余すところなく合致するものであった。

・労働運動の「パートナー」である民主的ブルジョアジーが、まず第一に、その実体においてなお存在しているということ、第二に、彼らが政治的にはこうした「ヘラーの」構想の政治的条件を「労働運動と」共に擁護するということ、第三に、彼らが、必要な場合には主観的にも客観的にも、政治的・社会的妥協の政治を戦闘的に守るために、全力を尽くすに違いないということが、上記の前提にふさわしい推論として引き出される。

・最後に、ヘラーの政治構想においてその実現を担う勢力として考えられていたのは、戦略的には、社会民主主義的労働運動であり、そして連合政治的・連合戦略的には、——民主的な——ブルジョアジーとその諸政党であった。しかし、労働運動の共産主義的部分は彼にとって——その理由は理

解されるのであるが——何ら政治的意味を持っていなかった。

### 三

ヘラーの立場を成り立たせる上において決定的役割を演じたものは、民主的ブルジョアジーが連合政治的に中心的な名宛人とみなされなくてはならないというテーゼである。こうした実情であるならば、ドイツのブルジョアジーの「民主的信頼度」に関する問題が提起されよう。<sup>(20)</sup>

ドイツのブルジョアジーは、その歴史的・政治的な発展の中で、一九世紀になって、ドイツの権威主義的官憲国家の腕に守られたその経済的安全のために、民主主義的自由主義思想を放棄してしまっていた。とりわけ、一九世紀の八、九〇年代において、工業プロレタリアートの増大と、それらによる政治的・社会的組織の広範囲にわたる再編の企ての高まりに怯えて、彼らは、その経済的権力の政治的権力への転換を望まなかったし、またそうすることもできなかった。その代わりに、彼らは、部分的な政治参加で満足し、そして市民の私有財産に対する行政的介入を可能な限

り少なくし、しかもそれが法律によつてのみ、あるいは法律に基づいてのみ行なわれるようなシステムを作り上げようと努めた。その際、経済自由主義によつて追求されたのは、私的な自由権の領域は原則的に無制限であり、それに対して国家の介入権限は原則的に制限されねばならない、という原則であった。<sup>(21)</sup> 政治的には、組織された労働運動は、圧倒的多数のブルジョアジーが保守的で反動的な大農利益と共に協調し合う、消極的な標点を成していた。<sup>(22)</sup> ホルスト・エームケは、こうした事態の展開がワイマール共和国でも続行し、同共和国の崩壊は「ドイツ・ブルジョアジーの問題のある政治的伝統の結末」であった、という見解を示した。<sup>(23)</sup>

ワイマール共和国の設立局面は、言うまでもなく、こうした事態の展開の中の無視することのできない一齣を画するものであった。社会的・経済的レベルにおけるワイマール共和国の基礎は、自由労働組合と重工業の企業家団体との同盟であり、政治的レベルにおけるその基礎は、社会民主党、中央党、民主党の同盟であった。こうした

「共和国の」設立局面とこの時期に結ばれた政治的妥協を、ヘルマン・ヘラーのみならず、フランツ・ノイマンも、いつも念頭に置いており、一九二九年末から三〇年初めにかけての時期以降も、依然として、共和国初期に実行された政策を十年後になつても、もとより社会条件の變化した中で、一貫して尊重して行くことを望んでいたものであった。「何をさておき、まず第一に守るべきはワイマールだ！」<sup>(24)</sup> (Erst einmal Weimar) という有名な語句を、ノイマンは、一九三〇年春に公刊されたオットー・キルヒハイマーの小冊子『ワイマール——そして次に何が来るか？』<sup>(25)</sup> (Weimar - und dann) に反論する意図を込めて、同年秋に定式化しているが、この有名な語句に彼の願いが明確に表明されていた。キルヒハイマーは、一九三〇年に、政治的・社会的妥協政策、および、とりわけこうした政策の基礎が破壊されてしまつているとみなしていたし、そして、社会主義の政治とワイマール共和国の未来をもちや社会的関係総体の「革命化」の中にか見ないが故に、一九一八年末から翌年初めにかけて結ばれたブルジョアジーや

企業家と「労働運動との間」の同盟の解消が決定的になつてしまっていると確認していたのに反して、ヘラーやノイマンは、その後も、ブルジョアジーがその歴史的・政治的伝統を放棄することはないという点に賭けていたのであつた。

しかし、ブルジョア陣営内の浸食と崩壊の過程は、一九三〇年以降、ますます強まつて行くのみであつた。エルンスト・フレンケルは、一九三二年に、こう書いた。<sup>(26)</sup>「大部分のブルジョアジーは、独裁の手段を借りて、資本主義的経済秩序を維持するために、その固有の伝統に背を向けて、自由主義思想の所産を犠牲にしようと身構えている」と。

キルヒハイマーもまた、同じ年に、一九一九年に確立された「議会制民主主義的な法的共同体」の前提や、「自由主義的であり、かつ労働者階級との自主的な和解が可能なブルジョアジーの存在と不可分の関係にある」「必要最小限度の共通の基本的了解」<sup>(27)</sup>の前提が存在するのを止めた、と見ていた。

勿論、ヘラーも、一九三〇年以降のブルジョア陣営内部の浸食と崩壊の過程がますますそのその規模を広げつつあることを知っている。「ヘラーは」ドイツのブルジョアジーに対して、彼らは、その経済的安全のために、数十年間にわたる闘争の中で封建権力から幾分かを戦いとつた市民的な自由権を故意に危険にさらすようなことはしてはならないと、『法治国家か独裁か?』という闘争文書の中でただ外見的に「理想主義的」で「道徳的なアッピール」のように見受けられるようなテーゼをもつて呼びかけているが、同書こそは、まさしくこうした「ヘラーの」評価を明らかに示すものである。ところで、ヘラーは、どのような理由から、相も変わらず、共和国の初期に存在していたような労働運動とブルジョアジーの間の妥協の政治をさらに<sup>ポリティック</sup>続行させる方向を選択したのであろうか? そして、ヘラーが唯一の同盟の相手としてブルジョアジーに固執しているながら、同時に、そのブルジョアジーの内部にはもはや民主的実体なるものがその痕跡しか残されていないことを認識して、こうした選択を行なつたとするならば、それに

は構造的な二律背反が生じないのであるか？ 最後に、ヘラーは、こうした態度をとったことによって、場合によっては、社会民主主義を指向する労働運動と共産主義を指向するそれとの間の政治連合を可能にするような、両者に共通の基盤を必然的に無視することになったのではなかったかどうか、という問題が提起される。

こうした点では、多数派社会民主主義の政治と全く異なるところのなかった、ヘラーの立場には、政治戦略的には、次の三つの問題群が明らかになって来る。

すなわち、第一に、ヘラーは、はっきりと社会民主主義的労働運動——党、組合、国旗団、文化団体——は、単独でナチスの大衆運動を阻止することができないし、またできないであろう、というテーゼ（権力政治的次元）から出発していた、という点である。

第二には、推定できることではあるが、社会民主党そのものの歴史的に成長してきた組織構造<sup>(28)</sup>・政治構想・合法戦略は、ナチスを打倒するための攻撃的・戦闘的戦略に必須の客観的な手掛かりを与えるものではなかったという点で

ある。勿論、最近、しばしば研究によって明らかにされているように、この点から、ナチスのテロ政治と戦闘的・反動的な攻撃目標を認識し得なかった社会民主主義の諸組織の理論的・政治的無能力<sup>(29)</sup>を推論するのは適切ではないであろう。

第三には、ナチスを阻止するために、共産主義者との「行動統一」ないしは「統一戦線」は可能ではなかった<sup>(30)</sup>、という点である。なぜなら、共産主義者の原則的な反社会民主主義的扇動は、それまで止むことなく続けられた中傷とからんで、あらゆる種類の共同行動を妨げていたからである<sup>(31)</sup>。

#### 四

上述の推論に含まれている意味から次のような疑問が提起されよう。すなわち、政党政治的配置状況の内部での連合の組み替えが非現実的であると考えられていた時に、「反ファシズム的」戦略としてのヘラーの主張する計画<sup>コンツェプト</sup>がそもそもいかなる展望をなお持ち得たのであろうか、と



いう疑問である。この疑問は、順序から言つて、社会民主主義の政治とほとんど完全に一致するヘラーの定式化した構想の構造的な前提と内容に対する疑問に先行する。それは次の二点についての疑問である。すなわち、まず第一に、構想そのものの内部で場合によっては起こり得る構想そのものを成り立たせなくさせるような限界点は何であったのか、という疑問である。第二に、ある特定の制度的構造と国家装置そのものをはっきりと支持することを決めてしまうことによつて、すでに国家や社会の形態・構造ゲゼルシャフト機能の変化をもはや理論的に捉えることができず、そしてこの変化を少なくとも政治戦略の修正の中に組み入れることができなくなるのではないだろうか、という疑問、そしてもしそうであるならば、どの程度そうであるのか、という疑問が提起される。この疑問に続いて、さらに次の疑問が提起される。すなわち、国家装置の内部の権力と構造の変質から、ヘラーは、彼の政治構想をさらに生かして行くために、どのような理論的・実践政治的な考慮を引き出していたのであろうか、という疑問である。「ヘラーと同

じく」同時代において社会民主主義的論議を展開した者の中でルドルフ・ヒルファディングは、恐らく、社会民主主義の国家論的見解を見事に代表した者の一人であった。彼は、一九二四年に、次のように「社会民主主義の国家論的見解を」綱領的に確認した。<sup>(32)</sup>

「労働者層は、「ワイマール」共和国を自分達の成果とみなしており、彼らはこの国家形態の担い手である。それ故に、この国家形態は、労働者層の熱烈な支持と擁護なくしては、存立不可能であろう。以前硬直的であった政治体制は、今では、弾力的になり、労働者層の影響を受け入れられるようになった。権力意識の増大と同時に、労働者階級は、この権力を行使する可能性も与えられた。労働者階級にとつて、今や障害を成すように見えるのは、この民主主義国家ではなく、社会的勢力とそれに依存する精神的影響である。「それ故に、国家に対する態度も違ったものになる。」包括的な国家理論の必要性が喚起されている。……民主主義国家の掘り下げた機能理論、すなわち、すべての政治的規定要因の連関性や関係を分析し、こうした政治に

おける本質的なものと共に、国家の本質を明らかにする、そうした機能理論が必要となっている。」

この文章の中で、ヒルファディングは、——社会主義的——労働運動と、その形態においては民主主義的国家との間の、質的に変化した諸関係を説明している。彼の論述には、現代国家が社会現象の複合体として、そして経済ゲゼルシャフトと再び相関関係を保ちつつ分化した組織形態として、不可欠のものであるという現実が反映されている。さらに、理論的にそれと関連して、国家が二重の機能において、すなわち、第一に、規制と管理 (Steuerung) の道具として、第二に、社会的組織形態として、その構造において社会的に大きく分化した経済社会ゲゼルシャフトの統一性を保証するため(33)に欠くことのできないものであるということが述べられている。ワイマール期の社会民主党に対して、最近、繰り返行なわれてきた批判的論議の中で、同党が「中立的国家」観を代表していたというテーゼが打ち出されているが、こうしたテーゼは、「国家論に関する」問題の多面性を理解することのできなかつたものである。

ヘラー(34)も、やはり、こうした問題を論じていた。『国家学』の中で、彼は、一九三三年にはっきりとカール・ランダウアー(35)の主張に言及して、次のように書いている。

「国家権力が経済的に自己の権力を基礎づけることによって、私的な経済的影響力から政治的に自立する可能性を持つか、さもなければ、経済的指導者の闘争が民主的立法部を彼らの利益のために排除するという、少なくとも一時的な成果を収めるか、のどちらかになるに違いない。」

このテーゼによって目論見られていることは、国家的計画を用いて、インフラストラクチャーの領域における措置と同様に、経済権力を装備した国家によって、ワイマール社会ゲゼルシャフトの経済的枠組み条件を、順次、民主主義的・社会国家的な展望を勝ち取る方向へ向かって変革して行くべきである、(36)という点であった。

一九三三年までのドイツの社会主義的労働運動の文脈の中で、理論的ならびに政治戦略的に一つの政治構想が追求されていたが、その構想の中では、国家装置はその民主主義的形態においては社会変革の「てこ」として捉えら

れていたのであった。<sup>(37)</sup> こうした背景の中で、やっと、国家とその機能に関するヘラーの発言やそれらについての評価が理解される。勿論、ヘラーは、理論的な点では、ワイマール共和制とその国家にとって決定的な構造的な問題、すなわち、国家装置そのものの内部における権力と構造の質的変化の問題を見逃していた。こうした変化の実状を体系的に分析していたのは、とりわけ、オットー・キルヒハイマー<sup>(38)</sup>、エルンスト・ハンブルガー<sup>(39)</sup>、エルンスト・フレンケル<sup>(40)</sup>、およびフランツ・ノイマン<sup>(41)</sup>であった。

これに対して、「ワイマール憲法に基づく議会制民主主義が人民の構造の中にもはや何らかの社会的基盤も有していない<sup>(42)</sup>」ことがすでに明白になっていた、一九三二年末から翌年初めにかけての時期以降の政治的社会的枠組み条件下でも、ヘラーは、相変わらず、国家的権威は民主制でも「ある程度の決断の自由を持ち、したがって民主的に拘束されない権力を自由に使用」すべきである、<sup>(43)</sup>と主張していた。マックス・ウェーバーの伝統や、民主制においても「いつも少数者の法則<sup>(44)</sup>」が作用するという、ヘラーによっ

国家・民主主義・労働運動（ルートハルト・安）

て受け継がれた「ウェーバーの」テーゼの中に表現されているような、国家的な支配の制度と機構を民主的な意志の形成と決定の過程から切り離すような主張は、国家装置の自立化過程に暗黙裡に手を貸すことになる危険性を内包していた。なぜなら、「国家」と「社<sup>ゲゼルシャフト</sup>会」の構造的連関が、具体的な社会的条件の結果として、「国家の自律性」の傾向を強めているのだというような理論化が企てられ、同時に、国家的な権力および決断権を掌握する集団、ならびに官僚団の「一切の社会的・政治的な布置から独立した、国民的秩序の直接の代表者としてその地歩を確保しようとする<sup>(45)</sup>」意図が表面化されていた時なのに、ヘラーは、こうした亀裂からその姿をのぞかせていた伝統的な権力エリート固有の力学とその自立化を、少なくとも分析的に捉えることに、もはや成功していなかったからである。

こうしたヘラーの理論的欠陥の理由を解き明かしてくれるものは、ヘラーがウェーバーの官僚制分析の伝統の中で議論を進めていて、「ナチス政権成立後の」一九三三年末の『国家学』の中でもなお定式化していた、次のようなテ

ーゼである。すなわち、官吏の物質的生存は給料支払いを規則的に受けることで保障されるので、彼らの忠誠は、政治的に変化する政党連合を背景に成立する異なった政府に対してはそれ自体「その給与が支払われる限り」保証される、というテーゼである。「ヘラーによると」、「こうした理由から、一九一八年のドイツ官吏団の君主主義的心情は些かも揺がなかったにもかかわらず、この官吏団から成る官僚制も、たとえ共和国に対する国民としての義務感を一切度外視したとしても、共和国に仕えなくてはならなかったのである。」<sup>(46)</sup>

ヘラーは、実際のところ、職業官僚団がワイマールの議会制民主主義に反対するいかなる政治的な独自の力も發揮することはないのであろうと想定していたのであった。しかし、こうした政治的に「中立的な」職業官僚団<sup>(47)</sup>という、政治的にナイーヴでしかも危険な幻想というものが、官憲国家指向の権力エリートをワイマール憲法体制の中にかかえ込んでいたことから、事実上、初めからまぎれ込ませることになっていたばかりでなく、ワイマール共和国期の「官

僚制の」<sup>ブラックス</sup>実態、そしてこの官僚制が結局のところ、政治的・人種的に好ましからざる人物を職業官吏団から「肅正」した後にナチス体制へスムーズに融合していたことは、こうした「ヘラーの」理論的・政治的に誤ったオプティミズムが「ワイマールの議会制民主主義に」いかなる作用を及ぼすことになったかを、後々にまではっきりと示しているところである。

## 五

さて、上述のところ素描した論述から、いかなる結論が引き出せるのであろうか？「本稿の」最初のところで引用したブランケの次のような批判、すなわち、ヘラーは、フランケルとは反対に、ましてやそれ以上にキルヒハイマーとは正反対に、急速に変化しつつあった社会的状況の全体から、「何らかの革命的帰結」をもはや引き出すことはせず、さらにそれと関連して、「労働者階級の支配」という要請をも、事実上幻とみなしていたのだ、という批判は立証されたことになるのであろうか？さらに、ヘラーが

代表していた——当時の社会民主主義の政治と広範囲に一致するところの——政治構想が——もつとも、当時の社会民主主義の政治が、要するに、依然として一九三〇年以降、事実上、あらゆる点でその実体的基盤を失ってしまったような見解をなおも追求し、その前提にしがみついていた中でのことであるが——分析的に誤っており、政治的にナイーブであったというのは正しいのだろうか？

こうした問題設定の中で取り上げて論じたところの「ワイマール共和国の」実情を少しでも考察してみるならば、今日の研究状態からして、異論の余地のない点は、社会民主党の側からワイマール社会を全体として、民主主義的で、かつ、社会主義的な社会へ向けて変革しようとして、それを理論的に、政治的に定式化して要求していたが、この要求が政治的・社会的そして経済社会的な権力構造・枠組み条件や文化情勢という所与の条件下で、実現されなかったということである。要するに、偉大な社会的選択肢が労働運動のヘゲモニーの要求と共に、中心的公理として前提され、絶え間なく想起され、分析的にも継続して根底的に提

国家・民主主義・労働運動（ルートハルト・安）

起されている間、その間というものは、「社会体制の構造的安定と制約の分析というものが、危機の時でも、政治的行動——それは流れを作り出すか、あるいはそれを効果的に食い止めてしまうかのどちらかであるが——こうした政治行動のチャンスを提供する、かの最小限度の相違に眼を開かせるのに、むしろ適しているように見える」というこの点が誤認されることになるのである。

この最後のところで引用した「ブランケの」理論的・分析的立場は、（一）ワイマール共和国期の、歴史的に前もって与えられていた「制限的諸条件」（キルヒハイマー）と経済社会的な枠組み条件を、（二）ワイマール「共和国史」の各局面における、事実上存在していた社会民主主義の政治の行動の余地を、（三）社会民主主義の理論と政策の理論的・政治的な誤った評価に関して、それが事実である場合と、あるいは場合によっては後から、(post festum) 作り上げられた場合とがあるが、この両方のケースを、すなわち、以上の三つの点を現実歴史的にも、また理論史的にも、傾向に応じて適切に分析する上において、途方もなく大き

二五九

な可能性を提供するものであると、私には思われる。それに反して、理論的に言って、決定的な脱出策が歴史的・社会的過程の「包括的で、筋の通った、説得力のある説明」<sup>(49)</sup>の中にしか見出せないということが強く指摘されるとするならば、マックス・ホルクハイマーが一九三二年に定式化したような、「現在の社会状況の正しい理論」<sup>(50)</sup>に関する——問題のある——要請が、社会的変化を捉える動因(Motivens)として、絶えず分析的・体系的に前提されるばかりでなく、また不可避免的に、理論的には影響力を及ぼす制約が逆に打ち立てられることになる。そうすることによって、まさしく社会的に不安定な状況にこそ、「政治的行動のチャンス」を示すことのできる、かの「最小限度」の相違が見逃されることになるであろう。

ところで、こうしたむしろ方法論的所見は、「本稿の」論議の対象となっている問題群にとってどういう意味を持つのであろうか。

ヘラーによって支持され、熱烈に主張された政治構想は——それは、一九三〇年の「ワイマール」憲法制定記念日

に、キール大学の学生達を前にして行なった彼のすばらしい講演「ワイマール憲法における自由と形式」において模範的に定式化されているのであるが——やはり、構想そのものに決して帰することのできないようなアンビバレントな立場を示している。

政治的戦略のレベルでは、すなわち、社会立法と社会権を用いて、私経済的に組織された社会を民主主義的かつ社会主義的な社会へと、一歩ずつ近づけて行こうとする戦略のレベルでは、こうした「ヘラーの」政治的立場は、そもそもワイマール共和国の民主主義的左派の内部では唯一の理論的に納得の行く、そして実践政治的に有望な立場であつたように私には思われる。

このテーゼは、権力政治的に見てのこの「ヘラーの」政治構想の失敗——この失敗は一九三三年のナチスの「権力掌握」によって初めて引き起こされたのではなく、すでにハインリヒ・ブリュニングとその緊急命令体制下で部分的に非常にはっきりと現れていたものであつたが——を考察に入れても、なお妥当するであろう。なぜなら、全体に

わたつての原則的な批判のすべては、要するに、この政治構想が批判的立場として、同時にワイマール共和国の社会的政治的ディレンマからの一つの脱出策を指し示すことができたであろう可能性を提供したに違いないという点を、想起しなくてはならないからである。萌芽の形であっても実践政治的に「ワイマールに代わる」一つの選択肢を提供することのできたものは、権力政治的、組織的に見ても、また量的視点から見ても、ドイツ共産党反対派(KPO)のような「急進的左翼」でも、またSAPDのどちらでもなかったのである。そして、ドイツ共産党(KPD)の理論と政策は、——これを、オシップ・K・フレヒトハイム、エンツォ・コロッティ、ヘルマン・ウェーバーが明らかにしているが——反議会主義的であったばかりでなく、政治的には原則的に言って反生産的であった。KPDの政策が結果的には労働運動の弱体化に及ぼした影響は、それを見逃すことができないであろう。一九二九年のヴェディング(Wedding)党大会以降というわけではないが、KPDの社会民主党と自由労働組合に対する「統一戦線の申し出」が、実

国家・民主主義・労働運動(ルートハルト・安)

際のところ、もっぱら戦術的に根拠づけられたものとして解釈されているが、こうした解釈を生み出すのに、当時のKDPの政策が、「政党」連合政治的に見ても、大いに与かっていたのであった。それに加えて、最後に考えられるのは、構造問題、すなわち、社会民主主義とボルシェヴィズムの対立激化である。つまり、「社会民主主義と共産主義の違いは、思うに、社会民主主義といわゆる『ブルジョア』政党との違いよりも大きいであろう。社会民主主義政党は真正銘の民主主義政党である。」<sup>(51)</sup>

結論として何が残るのであるか？ 歴史的「真理」の諸契機を伝え得るような結論は、そもそも定式化されるのだろうか？ ワイマール共和国期に、ヘルマン・ヘラーによって代弁され、追求されてきた政治構想は、言うまでもなく「ワイマールのそれとは」原則的に異なった経済社会的な枠組み条件下では、ワイマール・デモクラシーの安定を維持し、さらにそれを社会主義的方向へ向けて拡大させる可能性を開いていた構想として考察することができよう。この構想が何ら実を結ぶことがなかった理由として、本質

的にはさまざまな要因があげられるが、その中の二、三については、本稿で取り上げて少しではあるが、論究した。政治的に「穏健な」一つの立場のみが——もっとも、この立場は、ハンス・ケルゼン<sup>(52)</sup>によっても同様に、系統立てて追求されたのであるが——、結局のところ、「ほんの」わずかばかりではあるが、それでも民主主義を維持する成果を達成することができたであろう、と考えられる。

- (1) *Hermann Heller*, Rechtsstaat oder Diktatur? (1929/1930), in *Heller*. Gesammelte Schriften, Leiden/Tübingen 1971, Bd. 2, S. 443 ff. [西村稔・宮本盛太郎訳「法治国家か独裁か」、宮本盛太郎・他訳『ヴァイマル民主主義の崩壊』所収、木鐸社、一九八〇年]を参照せよ。
- (2) *Bernhard Blanke*, Theorien zum Verhältnis von Staat und Gesellschaft, in *Bernhard Blanke/Ulrich Jürgens/Hans Kastendiek*, Kritik der Politischen Wissenschaft, Frankfurt 1975, 2 Bde., Bd. 1, S. 164.
- (3) *Blanke*, Staat und Gesellschaft, aO. (Anm. 2), S. 163 f.
- (4) *Ernst Fraenkel*, Abschied von Weimar? (1932), in *Fraenkel*, Zur Soziologie der Klassenjustiz und Aufsätze zur Verfassungskrise 1931 - 32, Darmstadt 1968, S. 72. を参照せよ。
- (5) *Blanke*, Staat und Gesellschaft, aO. (Anm. 2), S. 167; *Blanke*, Der deutsche Faschismus als Doppelstaat, in: *Kritische Justiz*, 1975, Heft 3, S. 225.
- (6) この決まり文句は「政治を」その論理的・内容的核に従って「決断主義的に単純な「二者択一」(entweder/oder)に還元している。そうすることによって「政治と政治システムそのものの内部の分化を見る眼が閉ざされていく。」
- (7) 社会民主主義の政治が「いつもまた反ポルシヒョキの政治にならざるを得ない」というテーゼは「しかし」、同時に全体主義的テーゼの積極的受容とは何の関係もない。
- (8) *Hans Mommsen*, Die Sozialdemokratie in der Defensive: Der Immobilismus der SPD und der Aufstieg des Nationalsozialismus, in *Mommsen* (Hrsg.), Sozialdemokratie zwischen Klassenbewegung und Volkspartei, Frankfurt 1974, S. 118 ff.
- (9) *Helga Grebing*, Flucht vor Hitler? Historiographische Forschungsergebnisse über die Aussichten des Widerstandes der Arbeiterbewegung gegen die nationalsozialistische Machtübernahme, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*. Beilage zur Wochenzeitung 'Das Parlament', 29. Januar 1983, S. 42.



- (9) *Otto Kirchheimer*, Restriktive Bedingungen und revolutionäre Durchbrüche, in *Kirchheimer*, Politische Herrschaft, Frankfurt 1967, S. 30.
- (11) *Richard Sage*, Das Dilemma der Sozialdemokratie in Deutschland und Österreich 1918 - 1934, in: Jahrbuch des Instituts für Deutsche Geschichte der Universität Tel-Aviv. Bd. IX (1980), 429 ff. 参考頁中<sup>46</sup>
- (12) *Heller*, Rechtsstaat oder Diktatur?, aO. (Anm. 1), Bd. 2, S. 451. [権威論叢' 十六頁°]
- (13) *Fritz Naphthali*, Wirtschaftsdemokratie (1928), 4. Aufl., Frankfurt/Köln 1977. [日田龍生編『経済民主主義』御茶の水書房' 一九八三年] 参考頁中<sup>46</sup>
- (14) *Rudolf Kuda*, Das Konzept der Wirtschaftsdemokratie, in *Heinz-Oskar Vetter* (Hrsg.), Vom Sozialengesetz zur Mitbestimmung, Köln 1975, S. 253 ff. 参考頁中<sup>46</sup>
- (15) *Heller*, Rechtsstaat oder Diktatur?, aO. (Anm. 1), Bd. 2, S. 443 ff. [権威論叢' 十四頁以下]° *Hermann Heller*, Freiheit und Form in der Reichsverfassung (1930), in *Heller*, Schriften, aO. (Anm. 1), Bd. 2, S. 371 ff. 参考頁中<sup>46</sup>
- (19) *Wolfgang Luthardt*, Bemerkungen zur Formel vom 'Sozialen Rechtsstaat', in Prokla. Zeitschrift für politische Ökonomie und sozialistische Politik, 22 (1976), 國家・民主主義・労働運動 (ルーツ・ハルト・安)
- S. 161 ff.
- (17) *Otto Kirchheimer*, Legalität und Legitimität (1932), in *Kirchheimer*, Politische Herrschaft, aO. (Anm. 10), S. 26.
- (18) *Ernst Fraenkel*, Die Krise des Rechtsstaats und die Justiz (1931), in *Fraenkel*, Zur Soziologie der Klassenjustiz, aO. (Anm. 4), S. 52.
- (19) *Otto Kirchheimer*, Weimar - und was dann? (1930), in *Kirchheimer*, Politik und Verfassung, Frankfurt 1964, S. 155 Anm. 19.
- (20) 民主的システムとエリート階級との関係についての研究として、次のものが有名° *Jürgen C. Heß*, Wandlungen im Staatsverständnis des Linksliberalismus der Weimarer Republik 1930 - 1933, in *Karl Holl* (Hrsg.), *Wirtschaftskrise und liberale Demokratie*, Göttingen 1978, S. 46 ff.
- (12) *Heller*, Rechtsstaat oder Diktatur?, aO. (Anm. 1), Bd. 2, S. 443 ff. [権威論叢' 十四頁以下]° *Franz Neumann*, Demokratischer und autoritärer Staat, Frankfurt 1967 (Reihe Basis), S. 27 ff.; 177 f. [内山秀夫・他訳『政治権力と人間の自由』河出書房新社' 一九七一年' 三九頁以下' 二八九頁以下]を参照せよ°
- (23) *Dirk Stegmann*, Die Erben Bismarcks, Köln 1970. 参考頁中<sup>46</sup>

- (83) *Horst Ehmke*, Was ist des Deutschen Vaterland?, in *Jürgen Habermas* (Hrsg.). Stichworte zur 'Geistigen Situation der Zeit', 2 Bde., Frankfurt 1979, Bd. 1, S. 51 ff. (57).
- (84) *Franz Neumann*, Die soziale Bedeutung der Grundrechte in der Weimarer Verfassung (1930), in *Neumann*, Wirtschaft, Staat, Demokratie. Aufsätze 1930-1954, hrsg. von *Alfons Söllner*, Frankfurt 1978, S. 74. 参考文献あり
- (85) *Kirchheimer*, Weimar - und was dann?, aO. (Anm. 19). 参考文献あり
- (86) *Ernst Fraenkel*, Chronik (22. Mai 1932), in *Hugo Sinzheimer*/*Ernst Fraenkel*, Die Justiz in der Weimarer Republik. Eine Chronik, hrsg. von *Thilo Ramm*, Neuwied 1968, S. 368.
- (87) *Otto Kirchheimer*, Die Verfassungslehre des Preußen-Konflikts (1932), in *Kirchheimer*, Funktionen des Staats und der Verfassung, Frankfurt 1972, S. 42.
- (88) *Peter Lösche*, Über den Zusammenhang von reformistischen Sozialismustheorien und sozialdemokratischer Organisationspraxis in der Weimarer Republik, in *Horst Heimann*/*Thomas Meyer* (Hrsg.), Reformsozialismus und Sozialdemokratie, Berlin/Bonn 1982, S. 13 ff.: *Peter Lösche*/*Michael Scholing*, Sozialdemokratie als Solidargemeinschaft, in *Richard Saage* (Hrsg.), Politische Konzeptionen der Sozialdemokratie zwischen den Weltkriegen, erscheint Frankfurt 1984. 参考文献あり
- (89) *Hermann-Josef Rupieper*, 'Der Kampf gegen die nationalsozialistische Seuche': Die Werbeabteilung der SPD und die Auseinandersetzung mit der NSDAP 1929-1932, in: Internationale wissenschaftliche Korrespondenz zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung (IWK), 1983, Heft 1, S. 1 ff.; *Helga Grebing*, Gewerkschaftliches Verhalten in der politischen Krise der Jahre 1930-1933, in: Gewerkschafts-Zeitung, 43. Jahrgang, Berlin 1933. Reprints zur Sozialgeschichte, Berlin/Bonn 1983, S. 7 ff. 参考文献あり
- (90) *Henryk Skrzypczak*, Kanzlerwechsel und Einheitssfront. Abwehrreaktionen der Arbeiterbewegung auf die Machtübergabe an *Franz v. Papen*, in: IWK (aO. [Anm. 29]), 1982, Heft 4, S. 482 ff. 参考文献あり
- (91) *Hermann Weber*, Die KPD als Sektion der kommunistischen Internationale. Politische Auswirkungen der Strukturprobleme auf die Linke im politischen System der Weimarer Republik, in *Lothar Albertin*/*Werner Link* (Hrsg.), Politische Parteien auf dem Weg zur parlamentarischen Demokratie in Deutschland, Düssel-

dorf 1981, S. 177 ff. 参照せよ。

- (82) *Rudolf Hilferding*, Probleme der Zeit, in: Die Gesellschaft, 1924, Heft 1, S. 13. [「社会主義」の「社会主義問題」倉田登・上条勇編『現代資本主義論』所収「社会主義」一九二三年「七月号」。

- (83) *Jürgen Bergmann/Klaus Megerle*, Gesellschaftliche Mobilisierung und negative Partizipation, in *Peter Steinbach* (Hrsg.), Probleme politischer Partizipation im Modernisierungsprozess, Stuttgart 1982, S. 376 ff. 参照せよ。

- (84) *Hermann Heller*, Staatslehre (1934), in *Heller*, Schriften, aO. (Anm. 1). Bd. 3. S. 235 f. (1. Aufl. S. 137 f.). [「社会主義論『国家と社会』未来社一九三四年十一月一〇—二〇号」。

- (85) *Carl Landauer*, Die Wege zur Eroberung des demokratischen Staates durch die Wirtschaftsführer, in: Hauptprobleme der Soziologie. Erinnerungsgabe für Max Weber, Hrsg. *Melchior Pabst*, München 1923, Bd. 2. S. 116 f. 参照せよ。

- (86) 今口徳蔵編『社会のPeter v. Oertzen, Die Aufgabe der Partei, Bonn/Bad Godesberg 1974, S. 87; *Horst Ehmke*, Beiträge zur Verfassungstheorie und Verfassungspolitik, Königstein/T 1981, S. 605. 参照せよ。

- (87) *Walter Euchner*, Zum sozialdemokratischen Staats-

verständnis zwischen den Weltkriegen, in *Heimann/Meyer*, Reformsozialismus, aO. (Anm. 28). S. 99 ff. 参照せよ。

- (88) *Otto Kirchheimer*, Von der Weimarer Republik zum Faschismus, hrsg. von *Wolfgang Ithardt*, 2. Aufl., Frankfurt 1981. 参照せよ。

- (89) *Ernst Hamburger*, Dialektik der staatsrechtlichen Entwicklung in der Wirtschaftskrise (1932), in *Wolfgang Ithardt* (Hrsg.), Sozialdemokratische Arbeiterbewegung und Weimarer Republik, 2 Bde., Frankfurt 1978, Bd. 2. S. 27 ff.

- (90) *Fraenkel*, Zur Soziologie der Klassenjustiz, aO. (Anm. 4). 参照せよ。

- (91) *Wolfgang Ithardt*, Kontinuität und Wandel in der politischen Theorie *Franz L. Neumanns*, in: IWK (aO. [Anm. 29]). 1983, Heft 3, S. 329 ff. 参照せよ。

- (92) *Kirchheimer*, Die Verfassungslehre des Preußen-Konflikts, aO. (Anm. 27). S. 45.

- (93) *Heller*, Staatslehre, aO. (Anm. 34), Bd. 3. S. 359 (1. Aufl. S. 247). [「国家と社会」三〇号—三二号号」。

- (94) *Hermann Heller*, Politische Demokratie und soziale Homogenität (1928), in *Heller*, Schriften, aO. (Anm. 1). Bd. 2, S. 426.

- (57) *Kirchheimer*, Legitimität und Legitimität, in *Kirchheimer*, Politische Herrschaft, aO. (Anm. 10). S. 8.
- (58) *Heller*, Staatslehre, aO. (Anm. 34), Bd. 3, S. 229 (1. Aufl. S. 132). [拙著監修「1100頁」]
- (59) *Hermann Heller*, Das Berufsbeamtentum in der deutschen Demokratie (1930), in *Heller*, Schriften, aO. (Anm. 1). Bd. 2, S. 379 ff. を参照せよ。
- (60) *Bernhard Blanke*, Sozialdemokratie und Gesellschaftskrise, in *Wolfgang Luthardt* (Hrsg.), Sozialdemokratische Arbeiterbewegung, aO. (Anm. 39), Bd. 2, S. 400.
- (61) ヘルマン・ヘラーとその政治思想の発展と変遷について、*Günter Frakenberg* u.a., Politische Tendenzwende und Entwicklung des Rechts, in *Mehdi Tohidipur* (Hrsg.), Der bürgerliche Rechtsstaat, 2 Bde., Frankfurt 1978, Bd. 1, S. 237. 以下に引用する。
- (62) *Max Horkheimer*, Bemerkungen über Wissenschaft und Krise (1930), in *Horkheimer*, Kritische Theorie der Gesellschaft, Frankfurt 1968, Bd. 1, S. 8.
- (63) *Franz Neumann*, Die Arbeiterbewegung in Westdeutschland (1952), in ders., Wirtschaft, Staat, Demokratie, aO. (Anm. 24), S. 398.
- (64) *Wolfgang Luthardt*, Politiktheoretische Aspekte im 'Werk' von Hans Kelsen, in: *Richard Saage* (Hrsg.),

Politische Konzeptionen der Sozialdemokratie zwischen den Weltkriegen, aO. (Anm. 28). を参照せよ。  
 ヘルマンの論文は次のイタリア語訳がある。Aspetti teorico-politici nell'opera di Hans Kelsen, in: *Materiali per una storia della cultura giuridica*, 1983, No. 4.

訳者あとがき

本論文は、H・ヘルマン・イ・シュタイン共編『社会的法治国家・クルマン・クルー記念論集』(Der soziale Rechtsstaat. Gedächtnisschrift für Hermann Herler 1891-1933, hrsg. von Christoph Müller und Ilse Staff, 1984, Nomos) 所収の三四編のクルー研究論文の中の一編 (Wolfgang Luthardt, Staat, Demokratie, Arbeiterbewegung. Hermann Hellers Analysen im Kontext derzeitgenössischen sozial demokratischen Diskussion) の翻訳である。記念論集発刊の翌一九八五年に、同じ編者によって三四編中、主にクルーの政治理論・公法理論を取り扱った一〇編だけを独立させて、ズールカンプ社からポケット版として『ワイマール共和国における国家学—クルマン・クルーを記念して』(Staatslehre in der Weimarer Republik. Hermann Heller zu ehren, suhrkamp

taschenbuch wissenschaft 547, 1985) が公刊されたが、その中にも本論文は収められている。これにヘラーによるマルクス主義の批判とヘラーとケルゼンの関係を取り扱った二編を加えた十二編について、現在、訳者は名古屋大学教授山口利男氏と共に我が国におけるヘラー研究者十余名の協力を得てその邦訳を進めている。このヘラー記念論集の邦訳の公刊に先んじて村田克己教授の古稀を祝って訳者担当の本論文の拙訳を公表することにした。

本論文の執筆者W・ルートハルト博士は、ナチス時代アメリカに亡命し、ナチス支配体制を「二重国家」として規定したことで知られる、西ドイツにおける現代政治学再建者の一人・ベルリン自由大学教授エルンスト・フレンケルの弟子で、昨年『ワイマール共和国における社会民主主義の憲法論』(Sozialdemokratische Verfassungstheorie in der Weimarer Republik, Westdeutscher Verlag, 1986) で学位を取得するまで、ベルリン自由大学政治学部で助手を務めていたが、その後その身分は不明である。訳者が西ドイツで在外研究中の一九八〇年頃、すでにヘルマ

ン・ヘラー、オットー・キルヒハイマー、フランツ・ノイマン、ハンス・ケルゼン、フーゴ・ジンツハイマー等の社会民主党系理論家の公法・政治理論の若手研究者として西ドイツで知られており、次の編著がある。

Otto Kirchheimer, Von der Weimarer Republik zum Faschismus, Frankfurt a. M., 1981; Sozialdemokratische Arbeiterbewegung und Weimarer Republik, 2 Bde., Frankfurt a. M., 1978.